

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業(積替え・保管を含まない)更新許可申請添付書類チェック表

別紙	申請書類 (更新許可)	留意事項	法人	個人	チェック
	委任状 (A4判)	行政書士等に委任する場合は必ず必要			
	許可申請書 (様式6号・12号)				
8	誓約書	県・政令市全ての申請で必要			
9	事業者・政令使用人・役員等名簿	該当する場合、役職・氏名・住所等を記入			
10	株主又は出資者名簿	該当する場合、氏名・住所等を記入		-	
	定款又は寄附行為の写し	法人の場合のみ必要		-	
	法人の登記事項証明書(法人の場合のみ)	発行日より3ヶ月以内のもの。		-	
	住民票(本籍(外国人にあつては国籍)記載、登記されていないことの証明書(後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書)、法人の登記事項証明書(法人が5%以上の株主・出資者の場合)	発行日より3ヶ月以内のもの。 事業者・政令使用人・役員等名簿、株主又は出資者名簿に記載した者全員			
11	従業員名簿	法人の役員又は申請者以外の方を記入			
	当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類 1	講習会(収集運搬課程)修了証の写し			
12	事業場の代表者である旨の申立書 2	該当する場合のみ			
14	資産に関する調書(個人の場合のみ)	申請者が個人の場合のみ記入してください。	-		
	(法人の場合) 直前3年分の ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・個別注記表 ・法人税納税証明書(その1)	発行日より3ヶ月以内のもの。 納税証明書は、 <u>税務署が発行する納付すべき額及び納付済額を証する書類</u> 。財務諸表については有価証券報告書の提出でも可能です。		-	
	(個人の場合) 直前3年分の申告所得税納税証明書(その1)	発行日より3ヶ月以内のもの。 納税証明書は、 <u>税務署が発行する納付すべき額及び納付済額を証する書類</u> で、 <u>所得証明ではありません。</u>	-		
	現許可証の写し				
15	同時申請(届出)に関する申立書	複数申請・届出を同時に行う場合(注)			
	県内政令市で受けている産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	兵庫県は必要			
	許可証の原本	新許可証を交付時に返却のこと。			

注: 印の書類は該当がある場合に添付してください。

注: 公的書類は全て3ヶ月以内に発行されたものが必要です。

注: 変更届出事項がある場合は、変更届チェック表を参照のうえ、変更届を作成・提出してください。

(変更届の様式は新規・変更許可申請要領にあります)

注: 産業廃棄物収集運搬業更新許可申請と特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可申請を同時に行う場合等は、同時申請(届出)に関する申立書(別紙15)を添付すれば、片方の添付書類はコピーで構いません。

注: 行政書士等に委任する場合は、委任状(A4版)が必要です。

1 技術的能力を有すべき者 講習会の申込等は、(一社)兵庫県産業廃棄物協会 078-381-7464 へ

(1) 申請者が法人の場合: 代表者又はその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者

(2) 申請者が個人の場合: 本人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者

(3) PCB廃棄物の収集運搬の場合は、「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」の修了証の写しも必要です。

2 事業場の代表者である旨の申立書

受講者が事業場の代表者(政令使用人)しかいない場合は、事業場の代表者である旨の申立書(別紙12)を添付してください。

また、事業者・政令使用人・役員等名簿(別紙9)へ記名し、本籍記載の住民票等を提出してください。